

**【平成28年熊本地震に伴う雇用保険失業給付の給付制限の特例】**

給付制限を受けている（受ける）方（退職理由が自己都合などの方）は、「給付制限期間の短縮」により給付開始時期が早まります。

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住している方であって、地震発生前から平成29年4月13日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の給付制限期間が3ヶ月の方は、給付制限期間の短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)がされる特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※ 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となります。

**① 雇用保険失業給付の手続がお済みの方**

- 平成28年4月14日時点で、給付制限期間が1ヶ月を経過している方は、4月14日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1ヶ月を経過していない方は、待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、4月14日から来所日の前日(待期満了後1ヶ月経過していない方は、1ヶ月経過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以降は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

**② 今後、雇用保険失業給付の手続をされる方**

- 待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

**※ 制度利用に当たっての留意事項**

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住していた方が対象です。地震発生後、熊本県外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、「熊本地震関連」である旨申し出の上、裏面のハローワークへご相談ください。

## 兵庫労働局管内ハローワーク一覧表

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	078-362-4572
ハローワーク三田	〒669-1531 三田市天神 1-5-25	079-563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-2-2	078-861-7987
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町 12-41 アマゴッタ 2 階	06-7664-8604
ハローワーク西宮	〒662-0862 西宮市青木町 2-11	0798-75-6713
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道 250	079-222-4434
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742	079-421-8669
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8610
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37	078-912-2280
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町 8-4	0796-23-3101
ハローワーク香住	〒669-6544 美方郡香住町香住区香住 844-1	0796-36-0136
ハローワーク八鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	0796-62-2217
ハローワーク和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	0796-72-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 1-439-1	0799-22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569	0795-72-1070
ハローワーク篠山	〒669-2341 篠山市郡家 403-11	0795-52-0092
ハローワーク西神	〒651-2273 神戸市西区糀台 5-3-8	078-991-1100
ハローワーク龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005-48	0791-62-0981
ハローワーク相生	〒678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク赤穂	〒678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791-42-2376